

■ヤングコーンを売る場合は農薬登録に注意

～スイートコーンとヤングコーンは農薬の登録が異なります～



スイートコーン（一番果）とヤングコーン（二番果）では収穫までの日数や大きさが異なることもあり、**農薬の登録が異なります。**

ヤングコーンを直売所で販売する場合には、（ヤングコーンを収穫するまでの期間は）スイートコーンとヤングコーンの両方に登録がある農薬を使う必要があります。

スイートコーンで使用できる農薬：『雑穀類』、『とうもろこし』、『未成熟とうもろこし』
で登録のあるもの

ヤングコーンで使用できる農薬：『野菜類』、『ヤングコーン』で登録のあるもの

【スイートコーンとヤングコーンに共通して使用できる主な農薬】

H29. 4. 14. 確認

- 一年生雑草：ゲザノンゴールド
- アブラムシ：モスピラン顆粒水溶剤、アドマイヤーフロアブル
- オオタバコガ等：フェニックス顆粒水和剤、アフーム乳剤

※スイートコーンとヤングコーンで使用倍率、収穫前日数等が異なる場合もあるため、
使用前に登録内容の確認をお願いします。

峡南農務事務所 農業農村支援課
（峡南地域普及センター）生産振興担当

055-240-4131